

特定非営利活動法人あかね
理事会の構成に関する規程

(理事の職務及び権限、構成)

第1条 理事は、理事会を構成し、法令、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(1) 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(2) 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(3) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(4) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと

(理事間の職務分担)

第2条 各理事は以下のうちいずれかの職務を担当する。

(1) 経営相談担当理事は、経営のための助言を行う。

(2) 渉外担当理事は、行政をはじめとする渉外に関する助言を行う。

(3) 総務部補佐担当理事は、総務部の行う経理や事務に関する助言を行う。

(2) 福祉事業担当理事は、福祉事業の認定や運営に向けての助言を行う。

[附則]

この規程は、2021年6月1日から施行する。(2021年5月15日理事会決議)

以上